

事 務 連 絡
令和2年4月27日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医事課
厚生労働省医政局歯科保健課

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための
鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査の件数も増加しており、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、今後の感染者数の増加に備えた更なる検査体制の整備が急務となっている。PCR検査については、検査のための検体採取として、鼻腔・咽頭拭い液の採取を行う必要があり、検査体制の整備に当たっては、検体採取業務を行うことができる医師、看護職員又は臨床検査技師の確保が課題の一つとなっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、地域の医療提供体制を維持しつつ、更なる検査体制の充実を図る必要があることを踏まえ、4月26日に医道審議会医師分科会及び歯科医師分科会合同による「PCR検査に係る人材に関する懇談会」を開催し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について検討を行ったところである。

同懇談会での検討の結果を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施の可否についての法的な整理について、下記のとおりとりまとめたので、その内容についてご了知いただくとともに、地域の医師会や歯科医師会をはじめとする関係者へ周知し、時限的・特例的な取り扱いとして、各地域における関係者の連携の下で、必要に応じ、歯科医師の協力を得てPCR検査体制の強化に取り組んでいただくようお願いする。

記

1. PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の医行為・歯科医行為該当性について

新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、「歯科医行為」ではなく「医行為」に該当するものであり、医師等の資格を有さない歯科医師が反復継続する意思をもって行えば、基本的には、医師法（昭和23年法律第201号）第17条に違反する。

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際してのPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取の違法性について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師が確保できないことを理由に必要な検査体制の整備ができないような場合においては、少なくとも下記の条件の下で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

（1）感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること。具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している状況下で、
- ・ 地域に設置された地域外来・検査センターにおいて、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況で、都道府県協議会や地域医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員又は臨床検査技師を確保することが困難であること。

（2）新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。

（3）実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。

なお、PCR検査の必要性については、医師が医学的に判断すべきものであり、歯科医師がPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行うに当たっても、医師の適切な関与の下で行われる必要があること。

3. 研修について

上記2（2）の研修について、具体的な研修内容の例は以下のとおりであること。

- ・ 研修内容：以下の内容を含むものとする。
 - ① 鼻・口腔・咽頭部の解剖
 - ② 新型コロナウイルス感染症に関する基礎知識
 - ③ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理の基本
 - ④ 個人防護具の適切な着脱方法
 - ⑤ PCR検査の基礎知識
 - ⑥ 検体採取方法の実際と検体採取時の留意事項（鼻出血への対応等） 等
- ※④⑥については、実技研修も実施すること。
（実技研修については、講義と同日でなくてもよいこととする。）
- ・ 研修時間：3時間程度（実技研修の時間も含む。）

4. 厚生労働省による支援

歯科医師の協力を得て行うPCR検査の具体的な実施方法等については、厚生労働省医政局医事課・歯科保健課において必要な助言・協力を行うこととしているので前広に相談されたい。

また、3.の研修については、その内容等を事前に厚生労働省医政局医事課・歯科保健課に報告すること。なお、厚生労働省においてeラーニングを活用した研修についての検討を進めているところであり、追ってお示しすることとしているが、各地域において類似の研修が予定されている場合には当該研修を活用する等、地域の状況に応じて実施することも差し支えないものとする。

新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査における歯科医師による検体採取に関する報道についてお願い

令和2年4月28日

- 新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査について、歯科医師も検体採取が可能となることに関する事務連絡について、今朝、情報提供させていただいたところです。
- 当該事務連絡の発出に先立ち、4月26日に開催した「PCR検査に係る人材に関する懇談会」の終了後、各社から報道されたところですが、今般、これらの報道により、一部の方が「歯科診療所でPCR検査が実施可能となった」と誤解をされ、歯科診療所に来院される方が増加しているとの情報がありました。
- 今回の事務連絡は、新型コロナウイルス感染症が拡大している地域の「地域外来・検査センター」で、自治体、医師会、歯科医師会等の関係者間で協議の上、検体採取を行う医師等の確保が困難であると判断された場合には、必要な研修を受けた歯科医師が検体採取を行うことは、公衆衛生上やむを得ないものとして可能である旨を明確にしたものです。
※別紙参照
- 国民のみなさんに誤解を与えることのないよう、よろしくお願いいたします。

(医政局医事課・歯科保健課)

(別紙)

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施について（令和2年4月27日事務連絡）（関係部分抜粋）

2. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際してのPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取の違法性について

違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、歯科医師は、その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けており、また、口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていることを踏まえると、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大している状況下で、検体採取を行う医師、看護職員又は臨床検査技師が確保できないことを理由に必要な検査体制の整備ができないような場合においては、少なくとも下記の条件の下で新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を歯科医師が行うことは、公衆衛生上の観点からやむを得ないものとして、医師法第17条との関係では違法性が阻却され得るものと考えられる。

(1) 感染が拡大し、新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の歯科医師による採取を認めなければ医療提供が困難になるという状況であること。具体的には、

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言の期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している状況下で、
- ・ 地域に設置された地域外来・検査センターにおいて、直ちに検査を行わなければ感染が急速に拡大する等の緊急性を要するという状況で、都道府県協議会や地域医師会等の関係者間で検体採取に必要な医師、看護職員又は臨床検査技師を確保することが困難であること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の診断を目的としたPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。

(3) 実施に当たって、歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。

なお、PCR検査の必要性については、医師が医学的に判断すべきものであり、歯科医師がPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取を行うに当たっても、医師の適切な関与の下で行われる必要があること。